

## 【令和6年能登半島地震】

# 上越市被災者住宅修理支援事業【改定版】

令和6年能登半島地震により被災した住宅や附属屋について、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の対象とならない被災箇所の修理費用の一部を支援します。  
申請にあたって、このパンフレットの内容を必ずご確認ください。

### <はじめに必ずお読みください>

- 申請は、修理を完了し、代金を支払った後に行ってください。  
(住宅リフォーム促進事業と違いますので、ご注意ください)
- 罹災(りさい)証明書は不要のほか、既に修理を完了した方も対象となります。
- 修理前と修理後の写真が必要となりますので、必ず修理箇所を撮影してください。
- 先着順や抽選方式ではありませんので、申請受付期間に申請してください。

- 申請受付期間 令和6年2月20日(火)～7月31日(水)(期間を延長しました)  
※上記期間内工事が完了しない場合は、6ページをご確認ください。
- 申請受付場所 上越市役所 建築住宅課及び各総合事務所(郵送不可)  
※南・北出張所では受付を行いません。
- 申請受付時間 市役所開庁日の午前9時から午後4時まで
- 対象工事 令和6年能登半島地震により住宅等に被災を受けたもの  
※詳しくは、次ページ以降をご確認ください。
- 支援金額等
  - ・対象工事費 10万円以上
  - ・支援率 50%
  - ・支援上限額 10万円(例:30万円の工事の場合10万円)

### 【お問い合わせ】

上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係

電話 025-520-5786(直通)

住所 上越市木田1-1-3 上越市役所木田第1庁舎3階

- 次ページ以降の要件や申請書類をしっかりと確認してから申請してください。  
申請書受理後に要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金を交付することができない場合があります。

# 1 事業の概要

## (1) 支援対象者

- 市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人。 ※法人は含みません。

## (2) 支援対象住宅

- 市内に存する自己の所有する建築物で次に該当するもの
  - ・ 現に自己の居住の用に供している建築物（住宅）
    - ※店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅については、支援対象者の居住部分が対象
    - ※マンション等の集合住宅にあっては、支援対象者が専有する部分が対象
  - ・ 上記と一体的に利用している附属屋（倉庫、土蔵、物置、車庫、カーポート等）

## (3) 支援対象工事

- ① 令和6年能登半島地震を起因とし、破損又は故障をした箇所について、本来の状態又は機能に回復し、又は同等の物と交換する工事。
- ② 対象工事費が10万円以上（消費税込）のもの。
- ③ 同一の住宅等につき、支援金交付は1回限り。

<主な対象工事> 3ページの主な対象工事例もご覧ください。

- ・ 住宅、附属屋の修理（屋根、外壁等の外装、床板、内壁、天井等の内装等）
- ・ 設備等の修理（台所、浴室、トイレ等の水回り、給排水設備等）
- ・ 外構等の修理（玄関乗入れ口、犬走り、擁壁、塀・門等）
  - ※家具、電化製品（エアコン含む）、庭（庭木、灯ろう含む）などは対象となりません。

## (4) 施工業者の条件

住宅関連業者で、住宅等の修理工事を施工するもの。（市内外を問いません。）

## (5) 支援金額

支援対象工事に要する費用の50%とし、10万円を限度とします。  
（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。）

## (6) 申請方法

申請は、修理を完了し、代金を支払った後に行ってください。

申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付のうえ、市役所木田第1庁舎3階建築住宅課、または各総合事務所に提出してください。（提出した申請書類等は、返却できません。）

※ 詳しくは、3ページ「3 申請時の提出書類」をご覧ください。

※ 交付決定前、または交付決定後に現場を確認させていただく場合があります。

※ 支援金の交付決定を受けた方が、虚偽その他の不正により支援金の交付を受けた時、または交付決定に付した条件に反した時は、支援金の交付決定を取り消すこともあります。

なお、既に支援金が支払い済みである場合は、支援金の返還を求めます。

## 2 主な対象工事の例

※令和6年能登半島地震を起因とする住宅等の被害の修理のみが対象です。  
 (修理箇所が被災したものであるか、施工業者の確認が必要となります。)

※対象工事は、本来の状態や機能に回復する工事、または同等の物と交換する  
 修理工事です。

※対象となるか不明のものは、お問い合わせください。

可否 … ○：対象 ×：対象外 △：条件あり

対 象 工 事		可否	特記事項
外 装 工 事	屋根の葺替・塗装	○	
	外壁の張替・塗装	○	
	雁木の修理・交換	○	
	シャッターの修理・交換	○	
	サッシ・雨戸の修理・交換	○	
	ベランダ・風除室の修理	○	
	ウッドデッキの修理	○	
	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし命綱 固定アンカー、雪下ろしはしごの修理	○	
内 装 工 事	床板・内壁・天井の修理	○	クロス等の補修を含む
	部屋の間取り変更	△	内装の修理を伴うものに限る
	引き戸・ドアの修理	○	
	襖の張替、畳の入替・表替	○	
	玄関・廊下等の修理、手すりの修理	○	
	浴室・便所の修理	○	
共 通	住宅用附属屋（倉庫・土蔵・物置・車庫等）の修理	△	住宅用の附属屋であり、固定資産税課税台帳に登録されている家屋であること。対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とする。
	土台・基礎の修理	○	
設 備 工 事	浴槽・洗面化粧台・便器の修理・交換	△	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。
	給水・排水・ガス等の配管の修理・交換	○	
	システムキッチンの修理	○	ビルトインコンロを含む。
	換気扇の修理・交換	○	
	下水道・排水設備の修理	○	下水道等の修理に伴うコンクリートの修理も含む。
	給湯器の修理・交換	○	
	エコジョーズの修理・交換	○	
	エネファームの修理・交換	○	
外 構 工 事	玄関乗入れ口及び犬走りの舗装修理	○	
	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの修理	○	
	擁壁の修理	○	
	門扉の修理	○	
	カーポートの修理・駐車場の舗装修理	○	
	住宅(附属屋を含む)の取り壊し	△	他の助成制度に該当するものは補助対象外。
	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え	△	
	塀・門の修理・撤去	△	修理の場合は、建築基準法で定められた構造で造り替えるもの限り、補助対象。
対 象 外	カーテン・ブラインド等の修理	×	
	家具・電化製品の購入、エアコンの購入修理	×	製品の購入が主なので補助対象外。
	照明の修理・交換	×	
	修理工事的设计費	×	設計費は補助対象外。
	庭（庭木、庭石、灯ろう、池などを含む）	×	観賞等を目的としたものであるため補助対象外。

※いずれも令和6年能登半島地震による被災箇所のみ修理の対象となります。

### 3 申請時の提出書類

※罹災（りさい）証明書の提出は不要です。

#### (1) 支援金交付申請書

- 別紙様式を使用してください。

#### (2) 固定資産税・都市計画税納税通知書の写しなど住宅等の所有者が分かる書類

次の①～③のいずれかの書類を提出してください。

##### ① 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し

⇒「表紙」及び今回工事した住宅等が記載されている「課税明細書」部分の写し

※ 車庫など附属家を対象工事とする場合は、次の全ての写しが必要です。

- 工事する附属家が記載されている納税通知書の「表紙」及びその附属家の「課税明細書」部分の写し。
- 居住している住宅が記載されている納税通知書の「表紙」及びその住宅の「課税明細書」部分の写し。（4ページを参照）

##### ② 資産証明書（有料）

税務課・南北出張所・各総合事務所の窓口で、「家屋分」の資産証明書の交付申請をしてください。令和5年度に発行されたものに限りです。

※ 居住している住宅と工事する附属家の所有者名義が異なる場合は、それぞれ必要。

##### ③ 登記事項証明書（登記簿謄本）（法務局にて有料）

対象住宅の所在地・所有者が分かるもので、令和5年度に発行されたものに限りです。

※ 対象住宅の購入後で間がなく、上記の書類に所有者が反映されない場合は、家屋の売買契約書の写しを提出してください。

※上記がない建築物（塀、カーポート等）の場合は、別紙「申告書」を提出。

#### (3) 工事実施個所に係る修理前及び修理後の写真

※「修理前」の写真がない場合は、別紙「申告書」を提出。

#### (4) 領収書の写し（但し書きに修理内容を記載）

#### (5) 請求書

- 別紙様式を使用してください。

#### (6) その他必要な書類

- 対象住宅の申請者と所有者が異なる場合は、「住民票」または「戸籍抄本」の提出。（配偶者・親子関係の場合のみ。詳しくは、5ページを参照）

＜参考＞

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写しを提出する（例）  
次の①と②のページの写しを提出してください。

①表紙

〒 943-0805

上越市木田1丁目1番3号

〇〇 △△様

太字枠内の口座情報・納付額・課税標準額は見えないよう、ぬりつぶして提出することは可能です。

平成 年 月 日

上越市長



下記の金額をそれぞれの期限までに納めてください。

住所コード	金融機関名	納税者コード	口座種別	口座番号	
口座振替					
期別	全期	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
期別納付額					

区分	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地		
家屋		
償却資産		
合計		
税額	固定資産税	
	都市計画税	
	軽減税額	土地
		家屋
	マンション敷地税額	固定資産税
	都市計画税	
年税額		

◎ 賦課の根拠、納付場所等については裏面以降に記載してあります。よくお読みください。

②課税明細書のうち、今回修理した家屋が記載されているページ

固定資産(土地・家屋)課税明細書

お問合せはこの納税者コードで

①資産種別	②町名	③所在地番	④家屋(整理)番号	⑤家屋処理コード	⑥増築区分	⑦評価額(円)	⑧軽減税額(円)
⑨建築年	⑩地目・構造	⑪住宅用地・用途	⑫地積・床面積(m <sup>2</sup> )	⑬固定資産税(土地)前年度課税標準額(円)	⑭固定資産税(家屋)前年度課税標準額(円)	⑮都市計画税(土地)前年度課税標準額(円)	⑯都市計画税(家屋)前年度課税標準額(円)
土地			住宅用地				
家屋			専用住宅				
家屋			附属家				

■ ご注意

※修理した住宅が附属家の場合、居住している専用住宅が載っている課税明細部分の写しも必要です。

※修理した住宅が附属家の場合で、かつ附属家の所有者が今回申請する人でない場合は、その附属家を所有している人の納税通知書の「表紙」及び附属家の「課税明細部分」の写しも必要です。

※不動産所得等で、確

## 4 申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類

※配偶者・親子関係の場合のみ該当

申請者は、対象住宅に居住しており、かつ所有していることが条件ですが、申請者と対象住宅の所有者の関係が配偶者または親子（血族・養子縁組のみ。姻族は含まない）の関係である場合に限り、支援の対象としています。

この場合、対象住宅の資産証明書または固定資産税・都市計画税納税通知書の写しのほかに、次の書類が必要です。

※ 対象住宅に居住している方が申請者となります。

### ○申請者と住宅所有者の関係が

#### 1 配偶者の場合

夫婦であることが確認できる書類（住民票（※）、戸籍抄本）を提出してください。

※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

#### 2 親子で同居している（世帯分離をしていない）場合

※ 世帯分離とは、同居しているが住民票を別世帯としていること

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
子	親	親と子の住民票（※） 又は 子の戸籍抄本
親	子	//

※ 住民票の続柄表示は省略しないもので発行を受けてください。

#### 3 親子で同居している（世帯分離をしている）場合

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
子	親	子の戸籍抄本
親	子	//

#### 4 親子で別居している場合…申請者は対象住宅等居住者

申請者 (工事施工主)	所有者	提出書類（関係を証する書類）
子	親	子の戸籍抄本
親	子	//

※ その他、詳しくはお問い合わせください。

## 5 申請受付期間 ※令和6年3月6日改定

○申請受付期間 令和6年2月20日(火)～7月31日(水)

※ 当初、4月19日(金)としていた期限を延長しました。

※ 期間内に修理工事及び代金の支払いを完了し、申請を行ってください。

### ■期間内に工事が完了しない場合の特例について

工期完了の見込みが立たない等やむを得ない事情により、上記申請受付期間内に工事及び代金支払いの完了が見込めない場合、下記書類を提出いただくことで、期限の延長が可能となります。

- 事前の申出を7月31日(水)までに行ってください。
- 特例の場合の最終書類提出期限：令和6年11月29日(金)
- 提出書類
  - (1)7月31日(水)までに提出
    - ①期限後提出に係る申出書
    - ②修理工事見積書(写し)
    - ③修理前の写真
  - (2)11月29日(金)までに提出
    - 3ページに掲げるその他の書類

# よくあるご質問にお答えします。



＜支援対象者＞	
<p><b>Q1</b> 申請者は誰になりますか？</p>	<p><b>A1</b> <u>対象住宅に居住しており、かつ所有している人です。</u></p> <p>※施工業者は申請者ではありませんが、手続きにあたり、施工業者が代理として窓口を持参されることは構いません。</p>
<p><b>Q2</b> 居住している家の修理支援を申請したいが、家の所有者は親になっている。居住している自分が申請者として支援を利用できますか？</p>	<p><b>A2</b> 利用できます。その際、親子関係が分かる書類（住民票等）が必要です。詳細は5ページの「申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類」をご覧ください。</p>
＜支援対象住宅＞	
<p><b>Q3</b> 現在工事中ですが、申請できますか？</p>	<p><b>A3</b> できます。本事業は、工事完了後に申請してください。</p>
<p><b>Q4</b> 支援対象は住宅等となっていますが、等とはどこまでの建物のことになりますか？</p>	<p><b>A4</b> 主に生活の用に供している附属屋で、住宅用の物置・車庫や土蔵が該当します。</p>
<p><b>Q5</b> 附属屋とは何ですか？</p>	<p><b>A5</b> 通常、物置や車庫のことであり、固定資産税・都市計画税の納税通知書の課税明細欄に「附属家、土蔵」と記載されている建物のことになります。</p>
<p><b>Q6</b> カーポート、塀の修理は支援対象となりますか？</p>	<p><b>A6</b> カーポート（いわゆる柱と屋根だけで建てられたもの）や塀は、固定資産税の家屋として課税されない構築物ですが、本事業では支援対象となります。</p>
<p><b>Q7</b> 車庫が住宅から離れた敷地にありますが、支援対象となりますか？</p>	<p><b>A7</b> <u>主に生活の用に供しているものであれば支援対象となります。</u> ただし、あまりにも遠くに離れていると、生活の用に供しているとはいえないので支援対象外となります。 <u>対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とします。</u></p>
<p><b>Q8</b> 住宅（母屋）を、平成30年度に住宅リフォーム促進事業補助金を使用して工しましたが、本事業を申請することはできますか？</p>	<p><b>A8</b> 以前に住宅リフォーム促進事業補助金の交付を受けていても、本事業の申請は可能です。（ただし、修理の対象は令和6年能登半島地震による被災箇所のみです。）</p>
＜支援対象工事＞	
<p><b>Q9</b> 災害救助法に基づく「被災者住宅応急修理制度」を利用して工事をする予定ですが、本事業との併用はできますか？</p>	<p><b>A9</b> 「被災者住宅応急修理制度」を利用する場合は、<u>その工事対象部分は本事業の支援対象になりません。</u>それ以外で当制度の支援対象部分が10万円以上であれば、その部分について支援対象です。</p>
<p><b>Q10</b> 店舗等との併用住宅の場合、支援対象工事費の対象範囲は？</p>	<p><b>A10</b> 住居部分についてのみ支援対象です。屋根の工事等で、対象範囲が明確でない場合は、住居部分と店舗部分の床面積に応じて、支援額を算定します。</p>



<p><b>Q11</b> お寺の住職の居宅（＝庫裡(くり)）は支援対象工事となりますか？</p>	<p><b>A11</b> お寺の住職の居宅（＝庫裡(くり)）は通常、宗教法人名義であり、「自己の所有する」住宅に該当しないことから対象外です。 なお、寺社の「本堂」等も住宅ではないため対象外です。</p>
<p><b>Q12</b> ルームエアコンの修理、取り付けは支援対象工事となりますか？</p>	<p><b>A12</b> 家電製品の購入設置は、製品の購入が主なので、設置工事費も含めて対象外です。なお、室内の壁修理工事に伴うエアコンの取外し・再取付費用は対象となります。</p>
<p><b>Q13</b> 個人で工事する予定ですが、材料費など支援対象となりますか？</p>	<p><b>A13</b> 支援対象工事は、施工業者を通じて工事を行う場合に限っていますので、ご本人が施工する場合は対象外です。</p>
<p>&lt;施工業者の条件&gt;</p>	
<p><b>Q14</b> 工事を依頼する施工業者は市外に本社のある業者の予定ですが、支援の対象となりますか？</p>	<p><b>A14</b> 住宅関連業者で、住宅等の修理工事を施工するものであれば市内外を問いません。</p>
<p><b>Q15</b> 施工業者はどこがありますか？</p>	<p><b>A15</b> 市では業者の斡旋はしておりませんので、建築組合等にご確認ください。</p>
<p>&lt;申請時の提出書類&gt;</p>	
<p><b>Q16</b> 修理前の写真は必要ですか？</p>	<p><b>A16</b> 交付申請書に記載されている工事が被災箇所であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。（修理後の写真と合わせ申請時に提出してください。） なお、修理前の写真を撮り忘れた場合は、別紙申告書を提出してください。</p>
<p>&lt;その他&gt;</p>	
<p><b>Q17</b> 申請書類を書き間違えてしまいました。修正液で修正してよいですか？</p>	<p><b>A17</b> 修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに正しいものを記載してください。</p>
<p><b>Q18</b> 知らない業者が訪問し、高額な修理代金を請求されてしまいました。どうしたらよいですか。</p>	<p><b>A18</b> 悪質な業者が高額な修理料金を示す場合のため、クーリングオフについての契約書を交わす必要があります。困った時は、一人で悩まずに「消費者ホットライン」（全国共通の電話番号 188）にご相談ください。</p>
<p>問い合わせ先：建築住宅課 住宅対策係 TEL：025-520-5786（ダイヤルイン） 025-526-5111（代表）（内線 1652・1653・1651）</p>	



上越市被災者住宅修理支援金交付申請書

次のとおり被災者住宅修理支援金の交付を申請します。

令和 年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所	〒 -			
	(ふりがな) 氏名又は名称	.....			
	電話番号				
事業費	収入		支出		
	区分	金額	区分	金額	説明
	市支援金	① ,000 円	支援対象工事費	④ 円	工事概要
	自己資金ほか	② 円	支援対象外経費 ( )	⑤ 円	
計	③(=①+②) 円	計	⑥(=④+⑤) 円		
交付を受けようとする支援金の額	① , 000 円	支援対象事業 完了期日	令和 年 月 日		
同上算出基礎	=④ _____ 円 × 0.5 = ① _____ , 000 円 ※千円未満は切り捨て、上限 10 万円				
その他	工事実施箇所の写真、領収書の写し等必要書類を添付				

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
  - (2) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
  - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、支援金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。
- 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(修理工事箇所が令和6年能登半島地震を起因とする被害に係るものであることの確認)

※施工業者が記名押印

本支援金の対象となる、修理工事箇所が令和6年能登半島地震を起因とする被害に係るものであることに相違ありません。	
施工業者名	印
代表者氏名	印

(審査欄)

※ 交付金の名称	上越市被災者住宅修理 支援金	※ 交付決定額	, 000円
※ 重複		※ 他制度	

※欄は、申請者において記載しないこと。

# 記入例

上越市被災者住宅修理支援金交付申請書

申請者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入してください。

氏名にふりがなを必ず記入してください。

※押印は不要です。

事業費、工事概要、工事の完了期日を記入してください。

事業費欄の収入と支出の合計は同じ金額になります。

窓口提出日を記入してください。

令和 年 月 日

〒	943 - 8601
住所	上越市木田1丁目1-3
(ふりがな) 氏名又は名称	じょうえつ たろう 上越 太郎
電話番号	025-526-5111

対象外経費を記入。( ) 内に対象外経費の内容を記入してください。記入例では8万円の対象外経費あり。

区分	金額	区分	金額	説明
市支援金 ①	100,000円	支援対象工事費 ④	520,000円	工事概要 外壁修理 工事(部分)
自己資金ほか ②	500,000円	支援対象外経費(エアコンの修理) ⑤	80,000円	
計 ③(=①+②)	600,000円	計 ⑥(=④+⑤)	600,000円	

交付を受けようとする支援金の額 ①	100,000円	支援対象事業完了期日	令和6年3月1日
-------------------	----------	------------	----------

同上算出基礎	$=④ \frac{520,000円}{100,000円} \times 0.5 = ① 1,500,000円$
--------	--

その他	領収書の金額と同額を記入
-----	--------------

支出欄の補助対象工事費(上記で④の額)を記入

領収書の日付を記入

支出の計は、領収書の金額と同額になります。

暴力団排除のための誓約を読み、□にレ点を記入してください。

(3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、支援金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾し、  
 上記について誓約します。(□にレ点を記入して)

地震の被害であることを施工業者が確認し、業者名及び代表者氏名を記名押印してください。

本支援金の対象となる、修理工事箇所が令和6年能登半島地震を原因とする被害に係るものであることに相違ありません。

施工業者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(審査欄)

※ 交付金の名称	上越市被災者住宅修理 支援金	※ 交付決定額	, 000円
※ 重複		※ 他制度	

※欄は、申請者において記載しないこと。

# 申告書

(宛先) 上越市長

上越市被災者住宅修理支援事業の申し込みにあたり、提出できない書類について、次のとおり申告します。

(提出できない書類の該当の項目に☑し、下線部を記載してください)

## 資産証明書などその他住宅の所有者が分かる資料

- ・提出できない理由

\_\_\_\_\_ ため、  
建築物の所有者が分かる資料を提出することはできないが、申請する建築物は自分が所有するものである。

(記載例：登記対象外の建築物である)

## 修理箇所の施工前の写真

- ・提出できない理由

修理に際し \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に施工前の写真を撮り忘れたが、申請する修理箇所は、令和6年能登半島地震に起因するものである。

以上の内容に相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

(署名又は記名押印)

氏 名 \_\_\_\_\_





# 請 求 書

(宛先) 上 越 市 長

請求年月日 : 令和 年 月 日

債権者番号 :       -

所在地 :  
(住所)

事業所名  
及び  
代表者名 :  
(氏名)

電話連絡先 : ( )

発行責任者及び担当者 (※ 事業所・団体の場合はご記入ください。)

	役 職	氏 名	電話連絡先
発行責任者			( )
担 当 者			( )

下記のとおり請求します。

請求金額	<input type="text"/>	請求書番号	<input type="text"/>
------	----------------------	-------	----------------------

< 請求内訳 >

月日	品 名 ・ 内 容	数 量 (単位)	単 価	金 額
/	【令和6年能登半島地震】被災者住宅修理支援金			
/	No.			
/				
/				
/				
/				
			合 計	

< 口座振込申込書 > (※ 債権者登録のない方のみご記入ください。)

金融機関名		支店名	
預金種目	普 通 ・ 当 座	口座番号	<input type="text"/>
フリガナ			
口座名義			

(1枚目/全1枚中)

市 処 理 欄	支出命令票整理No.	検収年月日	令和 年 月 日	確認者印	印
------------------	------------	-------	----------	------	---



# 記入例

請 求

請求年月日の  
日付は記入しないでください

(宛先) 上 越 市 長

請求年月日 : 令和 年 月 日

債権者番号 :

記入不要

所在地  
(住所) :

申請者の住所、氏名、電話番号を記入  
押印は不要です。  
※ ただし、訂正がある場合は必要となります。  
※ 事業所名の記入は不要です。

事業所名  
及び  
代表者名  
(氏名) :

電話連絡先 : ( )

発行責任者及び担当者 (※ 事業所・団体の場合はご記入ください。)

	役	記入不要	電話連絡先
発行責任者			( )
担 当 者			( )

下記のとおり請求します。

請求金額		請求書番号	
------	--	-------	--

< 請求内訳 >

記入不要  
内容を審査後、市担当者で記入します。

月日	品 名	金 額
/	【令和6年能登半島地震】被災者住宅修理支援金	
/	No.	
/		
/		
/		

◆ ご注意ください！  
訂正がある場合は、修正液・修正テープは使用せず、  
取り消し線を引いて、請求印による訂正印を押してください。

- 支店名は、通帳に記載されている口座開設支店名を記入してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙を1枚めくった下の欄に、「振込用の支店名（漢数字3文字）と口座番号（7ケタ）」が表記されていますので、それを記入してください。

< 口座振込

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

口座名義のフリガナは必ず  
記入してください。

(1枚目/全1枚中)

市  
処  
理  
欄

記 入 不 要



上越市被災者住宅修理支援事業  
期限後提出に係る申出書

令和6年 月 日

(宛先) 上越市長

住 所 \_\_\_\_\_

申出者 氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

交付を申請する予定（工事完了予定）の上越市被災者住宅修理支援事業支援金（以下「支援金」という。）に係る支援対象事業について、下記の理由で修理工事及び代金支払いの完了が申請受付期間経過後になることが見込まれるため、事前に申し出ます。

記

○修理工事概要

工事概要	
工事業者名	
工事見積額	
完了予定日	

(添付書類) 修理工事見積書（写し）、修理前の写真

○修理工事及び代金支払いの完了が申請受付期間経過後になる理由

(具体的に記入してください。)

--